

# I 「一宮市女性活躍推進計画」策定について

## 1 女性活躍推進法（概要）

- (1) 主旨：女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。
- (2) 国の役割（基本方針策定）
  - ⇒ 1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
  - 2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備 他

### (3)市町村の役割

国が定める基本方針及び都道府県推進計画を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）

## 2 地方公共団体「推進計画」の策定の方法

策定については、以下の2つの対応が可能です。

- ① 推進計画を単独で作成する
- ② 男女共同参画計画一部を「推進計画」として取り扱う（該当範囲の明示が必要）。

## 3 愛知県の対応

上記②を選択（男女共同参画計画の中の「計画の位置付け」で説明しています）

## 4 一宮市の対応(案)

愛知県同様に②を選択。 ⇒ 一宮市市男女共同参画計画（後期計画）と一体の計画とする

### \*変更部分

ア 男女共同参画計画の前文に以下を加筆

- ・客観情勢として「女性活躍推進法」が施行された経緯を記載
- ・男女共同参画計画を「推進計画として位置付ける」こととその対象範囲

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。また、本計画は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」としても位置付けます。なお、当該推進計画に該当する施策は、基本目標1、基本目標2、基本目標3、基本目標4に関わる施策となります。

イ 計画目標値のうち特定事業主行動計画に関係する部分を修正

女性活躍促進法の規定により、市は特定事業主行動計画を策定し、管理職の女性割合20%を目指すことを掲げています。

⇒男女共同参画の該当指標目標値を15.2%から20%に変更します。

## 5 その他（所掌事務）

女性活躍推進計画に関する審議等に関しては、男女共同参画推進会議設置要綱第2条（所掌事務）の（3）「前2号に掲げるもののほか、男女共同参画に関すること。」に該当させて、同会議で行うことにします。

# II 第2次一宮市男女共同参画計画の今後の対応について

資料7で成果指標の結果（判定）と課題項目を中心に、今後の対応（次年度）骨子をまとめました。この内容により次年度対応を含めた計画推進を図ります。